

議会運営委員会の概要

1 議会運営委員会発議の決議（案）について

- ・加賀委員長から、本県では感染拡大の防止と社会経済活動の両立に取り組んでいる中、感染を理由とした誹謗中傷など憂慮すべき事例が発生していることを踏まえ、議会として県民に対して、共に支え合いながらコロナ禍の困難な時期を乗り越えていくことを呼びかける決議案（資料「誹謗中傷をなくし共に支え合うことにより新型コロナウイルス感染症の克服を目指す決議（案）」）を本委員会の総意として、本会議に提出することが諮られ、了承された。

2 議事日程第2号について

- ・議事調査課長から、資料「会議順序表」等により、本日の本会議で追加される決議案に係る議事について説明があり、了承された。

3 その他

- ・なし。

4 次回議運開催日時

- ・令和2年12月14日（月）午前10時

5 本日の開議時刻

- ・議会運営委員会終了後、午前10時に開議されることが決定された。

議 会 運 営 委 員 会 協 議 事 項

令和2年12月4日（金）

午前9時45分

- 1 議会運営委員会発議の決議（案）について

- 2 議事日程第2号について

- 3 その他

- 4 次回議運開催日時
12月14日（月）午前10時

- 5 本日の開議時刻

決 議 (案)

誹謗中傷をなくし共に支え合うことにより新型コロナウイルス感染症の克服を目指す決議

現在、新型コロナウイルス感染症は、全国的に急速な感染拡大が進んでおり、本県においても11月から感染者が急増しています。その中であって、県民は、感染拡大の防止に細心の注意を払いながら、社会経済活動の両立に向け、懸命に取り組んでいます。

こうした状況の下、感染者やその家族、学校や勤務先等に対しSNS等の媒体による匿名での心ない誹謗中傷や、間違った情報の拡散、感染症に対する不安や恐れから感染者や感染経路を詮索する事例などが発生していることは憂慮すべきことです。

これらの行為は、偏見による不当な差別であり、人権擁護の観点からも看過できません。また、コロナ禍を契機として、山形県民が永い間培ってきた「思いやり」や「やさしさ」という美しい文化を失ってしまうことは、大きな損失であり、何としても防がなければなりません。

新型コロナウイルスは、気づかないうちに誰もが感染する可能性があります。今、私たちが行うべきことは、感染防止策の徹底であって感染者を誹謗中傷することではありません。医療・福祉従事者をはじめ多くの方々が困難な状況の中で頑張っています。今こそ、私たち一人ひとりが、共に支え合うことが何よりも大切なことです。

よって、本県議会は、誹謗中傷の根絶を目指すとともに、新型コロナの諸課題に真摯に取り組んでまいりますので、県民の皆さまにおかれましても、共に支え合いながら、この困難を乗り越えてまいりましょう。

以上、決議する。

令和 年 月 日

山 形 県 議 会

以上、発議する。

令和 年 月 日

提 出 者 山形県議会議会運営委員長 加 賀 正 和

会 議 順 序 表

[議事日程第2号]

令和2年12月4日(金)

	会 議 ・ 議 事 順 序	採決方法
1	<p>< 開 議 ></p> <p>○ 議案上程 (議第153号から議第182号までの30件)</p> <p>○ 質疑及び一般質問(代表質問)</p> <p>43番 野 川 政 文 議員 24番 石 黒 覚 議員</p>	
2	<p>○ 決議案上程・提出者説明(発議第17号) 議会運営委員長 加 賀 正 和 議員</p> <p>○ 採決</p> <p>< 散 会 ></p>	簡 易

議 事 日 程 (第 2 号)

令和2年12月4日(金) 午前10時開議

- | | | |
|------|--------|---|
| 第 1 | 議第153号 | 令和2年度山形県一般会計補正予算 (第8号) |
| 第 2 | 議第154号 | 令和2年度山形県土地取得事業特別会計補正予算 (第1号) |
| 第 3 | 議第155号 | 令和2年度山形県港湾整備事業特別会計補正予算 (第2号) |
| 第 4 | 議第156号 | 令和2年度山形県流域下水道事業会計補正予算 (第2号) |
| 第 5 | 議第157号 | 令和2年度山形県電気事業会計補正予算 (第2号) |
| 第 6 | 議第158号 | 令和2年度山形県工業用水道事業会計補正予算 (第2号) |
| 第 7 | 議第159号 | 令和2年度山形県水道用水供給事業会計補正予算 (第2号) |
| 第 8 | 議第160号 | 令和2年度山形県病院事業会計補正予算 (第5号) |
| 第 9 | 議第161号 | 山形県地域経済牽引事業の促進のための不動産取得税の課税免除に関する
条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 10 | 議第162号 | 山形県税外収入金延滞金等徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 11 | 議第163号 | 山形県体育施設条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 12 | 議第164号 | 都市計画街路事業 (単独) に要する費用の一部負担について |
| 第 13 | 議第165号 | 下水道事業 (単独) に要する費用の一部負担について |
| 第 14 | 議第166号 | 道路事業 (単独) に要する費用の一部負担について |
| 第 15 | 議第167号 | 港湾事業 (単独) に要する費用の一部負担について |
| 第 16 | 議第168号 | 急傾斜地崩壊対策事業 (単独) に要する費用の一部負担について |
| 第 17 | 議第169号 | 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所及び同社福島第
二原子力発電所の事故に基づき生じた損害賠償の和解について |
| 第 18 | 議第170号 | 当せん金付証票の発売について |
| 第 19 | 議第171号 | 山形県国際交流センターの指定管理者の指定について |
| 第 20 | 議第172号 | 山形県立点字図書館の指定管理者の指定について |
| 第 21 | 議第173号 | 山形県身体障がい者保養所東紅苑の指定管理者の指定について |
| 第 22 | 議第174号 | 山形県立ふれあいの家の指定管理者の指定について |
| 第 23 | 議第175号 | 山形県国民宿舎竜山荘の指定管理者の指定について |
| 第 24 | 議第176号 | 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の指定管理者の指定について |
| 第 25 | 議第177号 | 山形県遊学の森の指定管理者の指定について |
| 第 26 | 議第178号 | 最上川ふるさと総合公園の指定管理者の指定について |
| 第 27 | 議第179号 | 庄内空港緩衝緑地の指定管理者の指定について |
| 第 28 | 議第180号 | マリンパーク鼠ヶ関の指定管理者の指定について |
| 第 29 | 議第181号 | 県民ゴルフ場の指定管理者の指定について |
| 第 30 | 議第182号 | 山形県公共調達評議委員会委員の任命について |
| 第 31 | | 県政一般に関する質問 |
| 第 32 | 発議第17号 | 誹謗中傷をなくし共に支え合うことにより新型コロナウイルス感染症の克
服を目指す決議 |